

入 札 説 明 書

宮崎県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器の賃貸借及び同システム運用管理支援業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該説明書等について疑義がある場合は、下記 14 に掲げる部局に説明を求めることができる。

ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和 7 年 6 月 9 日

2 一般競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

宮崎県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器 一式
概要を次に示す。

- | | |
|------------|-----------------|
| ① 代表端末 | 一式（据付、配線、調整等一式） |
| ② ネットワーク機器 | 一式（据付、配線、調整等一式） |
| ③ 業務端末 | 一式（据付、配線、調整等一式） |

(2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 業務名

宮崎県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理支援に関する業務

(4) 借入物品及び委託業務の仕様

別添仕様書による。

(5) 納入期限 令和 7 年 12 月 1 日

(6) 契約期間 令和 7 年 12 月 1 日から令和 12 年 11 月 30 日まで(60 か月)

(7) 納入場所 別途指示する。

(8) 入札方法 (1)の借入物品及び(3)の業務について入札を実施する。入札金額は、賃借料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額及び運用管理支援に係る委託料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を合計した金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年宮崎県条例第 81 号）第 2 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定による契約であり、県は、上記 2 の (6) の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減

額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和7年宮崎県告示第62号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務であること。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
- (6) 宮崎県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理支援に関する業務について、必要な知識及び技術を有していると認められる者であること。

5 物品の借入れ等の契約に係る競争入札の参加資格を得るための申請の方法

上記4(1)に掲げる資格を有していない者で入札に参加を希望する者は、次により申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配付する場所及び受付場所

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達第一担当
電話番号：0985-26-7208

- (2) 申請書類の受付期間

令和7年6月5日から令和7年7月1日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合には入札参加資格の確認が入札に間に合わないことがある。

6 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記4の入札参加資格を証するため、次に掲げる書類を提出し、入札参加の確認を受けなければならない。

- (1) 提出書類（各1部）

- ① 競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）
- ② 納入実績証明書（別記様式2）

過去2か年度の間に国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があること。

- ③ 機能及び標準価格証明書（別記様式3）
本体及びソフトウェアのカタログを添付すること。
- ④ メンテナンスサービス体制図（別記様式4）
所在地、設置場所までの距離、到着想定時間等を記載すること。
- ⑤ 運用管理支援業務実績証明書（別記様式5）

当該契約の写しを 1 部添付すること。

(2) 提出期限

令和 7 年 7 月 1 日 午後 5 時

ただし、上記 5 により入札参加資格を得るための申請を行う者については、入札書の提出期限までは随時受け付けるものとするが、この場合、入札参加資格の確認が入札に間に合わないことがある。

(3) 提出場所

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

宮崎県庁本館 1 階 宮崎県総務部市町村課行政担当

電話番号：0985-26-7116 ファクシミリ：0985-27-7919

(4) 提出方法

持参又は送付（郵便にあつては書留郵便に限る。）により提出すること。

(5) その他

① 提出された書類等をもとに技術審査を実施し、審査の結果、当該物品の納入及び運用管理支援業務をすることができると認められた者に限り、入札の参加対象者とする。

② 提出書類に関し、説明及び追加資料の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

③ 入札参加資格の確認は、競争入札参加資格確認申請書（別記様式 1）の提出期限をもって行うものとする。ただし、随時受付分についてはこの限りではない。

④ 入札参加資格の確認の結果は、電話にて通知する。

7 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札

(1) 入札に参加する者は、入札書（別記様式 6）を持参又は送付（郵便にあつては書留郵便に限る。）により提出すること。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

(2) 入札書の提出場所

〒880-8501 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

宮崎県庁本館 1 階 宮崎県総務部市町村課行政担当

(3) 入札書の提出期限

令和 7 年 7 月 9 日 正午

(4) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別記様式 7）を提出するほか、入札書に競争入札参加者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしなければならない。

(5) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び

「7 月 9 日開封『宮崎県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器の賃貸借等』の入札書在中」と朱書きしなければならない。

なお、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には持参する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮に「7 月 9 日開封『宮崎県住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等機器の賃貸借等』の入札書在中」と朱書きしなければならない（提出期限必着）。

(6) 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

- (7) 競争入札参加者又はその代理人は、提出済の入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
- (8) 競争入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期し、又は取り消す場合がある。
- (9) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 開札

- (1) 日時 令和 7 年 7 月 9 日 午後 3 時
- (2) 場所 宮崎県庁附属棟 3 階 306 号室 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号
- (3) 開札には、競争入札参加者又はその代理人が立ち会わなければならない。この場合において、競争入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (4) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。この場合において、競争入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時にこれを行う。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付すること。ただし、次の①又は②のいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付を免除することができる。

- ① 競争入札参加者が、保険会社との間に宮崎県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合。
- ② 当該入札に参加しようとする者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の①又は②のいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

- ① 契約の相手方が、保険会社との間に宮崎県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合。
- ② 過去 2 か年の間に国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

11 入札の効力

次の(1)から(7)のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人物が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札

- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、指名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

12 落札者の決定

- (1) 本仕様書に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であつて、宮崎県財務規則第122条第1項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格であるもののうち、最低の価格により有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同一価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 仕様書等に関する質問

(1) 方法

仕様書等に質問がある場合は、令和7年7月1日午後5時までに質問票（別記様式8）をメールで送信すること。

(2) 回答

質問に対する回答は、質問者に書面で回答するとともに、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。

14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 契約に関する事務を担当する部局等の名称、所在地及び連絡先は次のとおりとする。

宮崎県総務部市町村課行政担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

TEL 0985-26-7116

FAX 0985-27-7919

MAIL shichoson@pref.miyazaki.lg.jp